受付番号:

第8条関係(様式第1－2)

申請区分:役 務*2

新 商 品 等 選 定 申 請 書

平成　年　月　日

三 重 県 知 事　　あて

申請者住所
企業等名称
代表者役職氏名　　印

(担当者役職氏名
電話番号)

みえ新産業創出促進調達実施要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり申請します。
なお、本要綱に基づく申請者及び新商品等に関する情報並びに選定･評価結果の公開については、承諾します。

記

1. 申請企業等の概要:　　別表1のとおり

2. 申請する新商品等:　　別表2のとおり
○ 新商品等の名称:

3. 添付資料

(注記) ＊2 「役務」は、システム、便益等各種サービスの提供を行うもので、「物品」や「工事」に該当しないものです。電算機プログラム等ソウトウェアの製作は、成果物は有体物でありますが、これをユーザーの特別仕様で製作した場合には、「役務」に該当します。なお、「物品」は、有体物として提供できる製品のことを言います。
ただし、公共工事等で使用される工法･技術は、「工事」となります。

別表1

【申請企業等の概要】

1. 企業等の概要

(1)申請企業等の名称	(ふりがな)			
(2)代表者役職･氏名				
(3)本社･本店所在地	〒			
(4)設立(創業)年月日	年　月　日		(5)業種	
(6)資本金	円		(7)従業員数	人
(8)担当者連絡先	部署名			
	役職名			
	(ふりがな) 氏　名			
	電話番号			
	FAX番号			
	メールアドレス			
(9) 入札参加資格に関する事項*4				
(10)事業沿革概要	(年 月)	(事業分野、商品開発 等)		
(11)新商品等の名称				
(12)企業･新商品等に関するURL				

＊4 その他、新商品等に関する契約を履行するにあたり、営業許可、認可等を必要とする場合は、これらを受けている旨を記載してください。入札参加資格確認通知を受けた方は、その写しを添付してください。

2. 新たに開拓する事業分野の概要

＊新たにどのような事業分野を開拓し、新市場への参入を行っていくのかについて、記述してください。

3. 三重県内における実質上の事業活動本拠

＊本社･本店が三重県に所在していない申請企業等の場合のみ記載してください。

(1)三重県内に所在する支店･支社、事業所･営業所等の所在地		〒　　-	
(2)県内に本社機能を有している根拠説明			
(3)県内事業所の状況		年間売上（取扱）高〔直近期末決算額〕	従業員数〔直近期末決算時点〕
	申請企業等全体	千円	人
	うち県内事業所分	千円	人

4. 添付資料

添付書類の種類･名称	法人	個人	備考
登記事項証明書（商号、所在地、代表者、資本金等の事項が記載されているもの）写し可	○		法務局発行のもの。発行から3ヶ月以内のもの
決算報告書の写し	○		過去2期分
確定申告書の写し		○	過去2年分
納税確認書（県税）写し可	○	○	県税事務所発行のもの。発行から6ヶ月以内のもの
身分証明書(身元証明書)写し可※5		○	本籍地市町村長証明のもの。発行から3ヶ月以内のもの
成年被後見人、被保佐人等について登記されていないことの証明書。写し可※5		○	東京法務局発行のもの。発行から3ヶ月以内のもの

＊5　三重県入札参加資格者名簿（建設工事関係）登録者または三重県物件等電子調達システム利用登録者であって、登録済みの情報に変更がない場合は＊5の書類の提出を省略することができます。

別表2

【新商品等の内容】　　申請企業等の名称:

（＊提出された資料等は返却いたしませんので、ご了承ください。）

1. 新商品等の開発主体

□ 自社開発

□ 共同開発

＊共同開発者の概要を次の囲み部分に詳細を記述してください。

共同開発者の名称	
本社所在地	
新商品等の生産･提供にかかる実施権利の取得状況: ＊共同開発した企業等との開発技術の権利移転、使用許諾等の契約書、実施権設定済みの特許登録原簿など権利取得を証する書類の写しを添付してください。	
資料 No.	

2. 新商品等の生産･提供形態

□ 自社による製造･提供

□ その他　＊次の囲み部分に内容を記述してください。

3. 新商品等の概要･特性（新規性、独創性等）

＊必要に応じて新商品等の取扱説明書、パンフレット、図面等説明を補足する資料を添付してください。

＊枠内の記入スペースはが足りない時には、別紙（A4版任意様式）にて作成してください。

資料 No.	

4. 特許等の登録及び研究開発計画の認定等の状況

ア. 特許等の登録状況:

＊登録済みの特許等について記載するとともに、公開特許公報等の写しを添付してください。

登録番号	登録日	特許権者	発明の名称	申請新商品等に占める対象範囲、箇所
特許第				

イ. 研究開発計画等の認定等の状況:

以下の区分のうち、申請する新商品等に該当するものを選択し(複数可)、必要事項を記載してください。

区分	認定・助成等を受けた研究開発計画等の名称	研究開発等のテーマ	認定・承認年月日、補助金交付決定年月日、共同研究契約締結日等
□	中小企業新事業活動促進法の承認を受けた事業計画の実施を通じて開発・商品化したもの		平成　年　月　日 ＊承認書の写しを添付してください。
□	みえ新産業創造投資事業有限責任組合又はみえ新産業創造第2号投資事業有限責任組合が投資実行した事業計画に基づき開発・商品化したもの		平成　年　月　日
□	県単独融資制度のうち新産業創造資金の融資を受けて開発・商品化したもの		平成　年　月　日
□	県及び公益財団法人三重県産業支援センターが交付した研究開発助成事業により開発・商品化したもの (事業名:　　) (事業年度:　　)		平成　年　月　日 ＊実績報告書の写しを添付してください。
□	国、独立行政法人、公益法人等公的機関から研究開発助成を受けて開発・商品化したもの (交付機関名:　　) (事業名:　　) (事業年度:　　)		平成　年　月　日 ＊実績報告書の写しを添付してください。
□	県及び県内大学等との共同研究により開発・商品化したもの (共同研究機関名:　　) (事業年度:　　)		平成　年　月　日 ＊共同研究契約書の写しを添付してください。
□	その他 (　　)		

資料 No.	

5. 品質及び安全性に関する基準*5への適合状況

＊5　工業標準化法(昭和24年6月1日法律第185号)第17条第1項の日本工業規格又はこれに類する品質若しくは安全性に関する規格又は基準

□規格又は基準あり

ア. 申請する新商品等が適合すべき品質及び安全性に関する基準の名称:

イ. 適合状況

□適合済み (適合年月日:平成　年　月　日)＊適合を証する書類の写しを添付してください。

□申請中 (申請状況　　)

□規格又は基準なし

＊品質及び安全性に関する取組み状況を記述するとともに、試験データ等を添付してください。

＊県の機関における有効使途を確認した場合には、追加資料の提出をお願いします。(別途連絡)

資料 No.	

6. 特許及び登録商標に関する調査　＊他者の知的所有権の侵害がないことを調査していただく項目です。

(1) 確認日: 平成　年　月　日

(2) 確認方法

□特許電子図書館(http://www.ipdl.inpit.go.jp/homepg.ipdl)で検索

□特許情報データベース(例:PATOLIS)で検索

□その他

(　　)

(3) 検索時に使用したキーワード

(　　)

(4) 調査結果

□検索(調査)した範囲では問題ないと考えている。→＊理由を記入してください。

(　　)

□疑義が生じたので、詳細を調査中。→＊専門家への相談をお勧めします。

＊県の機関における有効使途を確認した場合には、追加資料の提出をお願いします。(別途連絡)

資料 No.	

7. 県の機関における活用方法の提案

(1) 想定される分野

□ 県全般　□ 商工　□ 農林水産　□ 環境
□ 情報　□防災･危機管理　□ 健康福祉　□ 土木(道路関係)
□ 土木(建築･設備関係)　□ 学校･教育　□病院
□ その他(　　)
＊具体的な機関(　　)

(2) 活用方法の具体例

＊申請する新商品等について、県の機関(県庁各部、県民センター各事務所、研究機関、病院施設、企業庁管理施設、学校施設等)について有効と考えられる活用方法をご提案ください。

(3) 期待できる効果

8. 申請する新商品等の販売/施工状況･実績

(1)申請する新商品等の販売状況:

＊申請する新商品等の過去2年間の販売(採用)実績と主な販売先を記載してください。

時　期	売上高(市場流通)	売上高(うち三重県の機関分)	摘要
年　月～　年　月	千円	千円	
年　月～　年　月	千円	千円	

(2) 主な販売/施工実績

＊三重県の機関分があれば、ご記入ください。

時　期	販売/施工先(所在地)	販売額
		千円
		千円
		千円
		千円
		千円

9. 価格

(1) 標準単価

＊価格表があれば添付してください。(「工事」については、歩掛があれば併せて添付してください。)

単価	左の必要な最小のロット	備考
資料 No.		

(2) 既存商品等との比較　＊比較する商品等がある場合は、記入してください。

ア. 商品名等:

イ. 「ア」の価格:

ウ. その他

(　　)

(3) 特記事項(ライフサイクルコスト面での有効性)

＊例)「導入コストは既存製品と比べると高価であるが、5年間使用した場合、トータルコストが既存商品等を調達・使用した場合に比べて安価である。」等の説明が可能な場合、記入してください。

(　　)

10. 三重県の環境物品等の調達方針への適合状況

＊「みえ・グリーン購入基本方針(平成26年4月1日)」を受けて毎年度決定される「環境物品等の調達方針」を県のホームページで確認してください。
(http://www.pref.mie.lg.jp/GYOUKAKU/HP/ems/04green_kounyu.htm)

□適合している→適合していると思われる根拠を記載してください。

□適合していない→今後の取り組み方針を記載してください。

(　　)

11. 新商品等の有用性を評価するにあたり必要とする期間

＊申請された新商品等が選定・調達された場合に、県ではユーザー評価を導入後6ヶ月程度経過後に実施する予定でありますが、当該新商品等について、ユーザー自身がその新商品等の有用性を評価するためにおおむね必要な使用期間を記載してください。

□ 3ヶ月以内
□ 3ヶ月から6ヶ月
□ 6ヶ月から1年
□ 1年以上(理由:　　)

＊必ずご覧ください！

◎ 申請書の作成･提出にあたっての注意事項

1. 申請書の提出にあたっては、**下表で明示した書類等をご確認のうえ、申請書に添付してください。**
2. 同一の募集期間中に申請できるのは、**1申請者あたり合計2件**が限度となります。
3. 申請する書類の用紙サイズは**すべて日本工業規格 A4版**としてください。
4. 特に新商品等の内容については、出来るだけわかりやすく表現していただくとともに、詳しく記述してください。また、必要に応じて新商品等の取扱説明書、パンフレット、写真、工程図、標準図面、試験データ、公的機関による製品評価書、試験施工による安全性確認データ等新規性、独創性、優位性等を示す客観的根拠となる資料を添付してください。
5. 提出された申請書は、審査を実施するに当たり複製（コピー）しますので、コピーにより判読不可能となるため色の濃いカラー表現や網掛け表現等は控えてください。
6. 添付資料のうち、「納税確認書」は申請書提出日を基準に直近6ヶ月以内に発行されたもの（正本または写し）を提出してください。なお、新規発行の際は、県税事務所にて発行手続きを行っていただきますが、その際に使用目的を「入札参加資格申請」として取得してください。
7. 申請された書類の内容については、選定審査以外に使用することはありませんが、特別なノウハウや秘密事項については、あらかじめ申請者自身において法的保護措置を講じてください。
8. 申請書記載内容及び添付資料に偽りの内容が含まれていた場合には、該当申請にかかる選定審査の中止または選定の取り消し等を行うことがあります。
9. 提出された申請書･添付資料一式は返却いたしませんのでご了承ください。
10. なお、**選定された新商品等については、積極的な調達に努めることとしていますが、使用条件及び価格及び予算上の都合、並びに、「工事」においては、間接的な調達促進となることから、調達を確約するものではありませんので、ご了承ください。**
11. 申請された新商品等の情報公開については、以下のとおりといたしますのでご了承ください。
    1) 申請･審査段階では、応募された個々の情報（新商品等の名称、申請者名、新商品等の特性等）は公表いたしません。但し、審査の結果、試験施工となったものについては、この限りではありません。
    2) 新商品等の選定時については、新商品等の名称、申請者概要、新商品等の特性等を公表します。
    3) 選定された新商品等（「物品」に限る。）を県の機関が調達する前においては、契約内容、契約相手方決定方法、選定基準を公表するとともに、調達契約締結後については、契約相手方の名称（申請者名）、契約理由等を公表します。
    4) 県の機関で調達されたものについては、使用を始めておおむね6ヶ月間経過後にユーザー評価を実施し、その個々の評価内容（新商品等の名称、申請者概要、新商品等の特性、ユーザー評価結果等）を公表します。

    ＊上記に基づき公表される内容によっては、申請者にとって不利益となるケースも考えられますので、申請される方は、これらの点についてあらかじめご了承ください。
12. 審査が進むにつれて追加書類を求めます。
    1) 消費税及び地方消費税についての納税証明書。写し可（税務署発行のもの。発行から6ヶ月以内のもの。）
    2) 役員等名簿（職名、氏名、生年月日、性別等）
    3) その他審査に必要と考えられる書類

【添付書類一覧】

区分		添付書類の種類･名称	提出区分	法人	個人	備考
別表1	4.	登記事項証明書（商号、所在地、代表者、資本金等の事項が記載されているもの）写し可	必須	○		発行から3ヶ月以内のもの
		決算報告書の写し	必須	○		過去2期分
		確定申告書の写し	必須		○	過去2年分
		納税確認書（県税）写し可	必須	○	○	発行から6ヶ月以内のもの
		身分証明書(身元証明書)写し可※5	必須		○	発行から3ヶ月以内のもの
		成年被後見人、被保佐人等について登記されていないことの証明書。写し可※5	必須		○	発行から3ヶ月以内のもの
別表2	1.	製品開発した企業等との開発技術の権利移転、使用許諾等の契約書、実施権設定済みの特許登録原簿など権利取得を証する書類の写し	該当分	○	○	
	3.	新商品等の取扱説明書、パンフレット、写真、図面等	任意	○	○	
	4. ア	公開特許公報等の写し、特許証の写し	該当分	○	○	
	4. イ	補助金実績報告書又は共同研究契約書の写し	該当分	○	○	
	5.	規格又は基準への適合を証する書類の写し、試験データ等	該当分	○	○	
	9.	価格表	該当分	○	○	

＊5　三重県入札参加資格者名簿（建設工事関係）登録者または三重県物件等電子調達システム利用登録者であって、登録済みの情報に変更がない場合は＊5の書類の提出を省略することができます。